

第 36 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第36回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和2年9月28日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第8 議案第5号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 7名）

議長	菊地 英浩君	2番	鈴木 力男君
3番	古内 嘉博君	4番	中村 亨君
5番	廣澤 恵美君	6番	細谷 知成君
8番	欠 員	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 9名）

[大船渡地区]	末崎地域	尾形 正男君	末崎地域	村上 優司君
	猪川地域	鈴木 和雄君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	立根地域	今野八重子君	日頃市地区	木村マリ子君
[三陸町地区]	越喜来地域	岡澤 成治君	綾里地域	畑中 圭吾君
	吉浜地域	菊池 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（3名） 1番 金野たか子君
7番 藤原 重信君
大船渡地区大船渡地域 佐藤 優子君

事務局出席者

局長	飯田 秀君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 36 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。市内の水田を見回しますと稲刈りが始まっております。今年は雨ばかりの梅雨の後には異常とも言える高温が続き、稲刈りが始まったと思ったら台風 12 号がきました。今日からは 1 週間ほど良い天気が続くそうです。稲刈りもはかどることと思います。岩手県は全国的にみてもトラクターの事故が多いそうです。農作業には十分注意して作業してください。また北海道、青森、岩手、秋田、山形の作況指数は 102 から 105 のやや良となっておりますが、平年並みの収穫量と思っただ方が良いという話です。

最後に、農地パトロールは 10 月 30 日までとなっております。今年は改選期でございますので、期日までには終わらせるようお願いいたしまして、あいさつといたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 7 名、推進委員は 9 名であります。欠席の通告のあった農業委員は 1 番金野たか子農業委員、7 番藤原重信農業委員の 2 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月 8 月 27 日開催の第 35 回総会以降の経過報告でございます。主なものといたしましては、9 月 1 日に住田町役場において地域農業マスタープランの実質化・実践に向けたプラン毎担当者研修会が開催されました。会長以下 10 名の委員の皆様にご出席をいただいております。それから 9 月 4 日から 24 日までの日程で市議会第 3 回定例会が開催されました。本定例会では農業委員候補者 10 名の同意を得る人事案件を上程しておりましたが、開催初日となる 4 日に 10 名全員の同意を全会一致で得られたところでございます。15 日には第 54 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席をしております。

次に次回総会までの行事予定でございます。10 月 15 日に開催される第 55 回岩手県農業会議常設審議委員会に会長と鈴木局長補佐が出席の予定としております。それから 21 日には農業者年金制度説明会を予定しております。最後になりますが、次回の第 37 回農業委員会総会は 10 月 26 日に予定をしております。次回総会は現体制での最後の総会となりますので、よろしく願いをいたします。なお日程等でご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせ願いたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には5番廣澤恵美農業委員、6番細谷知成農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理しましたので、本委員会に報告いたします。

番号1番、登記地目、現況地目ともに畑。面積は803㎡。相続による権利の取得です。9月9日届出、同日受理です。番号2番、登記地目は畑外です。現況地目はいずれも畑です。面積は合計4,285.10㎡です。相続による権利の取得です。8月21日届出、同日受理です。3ページをご覧ください。番号3番、登記簿地目は畑、現況地目は畑ですが、一部宅地になっております。面積1,894㎡です。相続による権利の取得です。9月10日届出、同日受理です。宅地になっている部分がありましたので、分筆して地目変更する必要があるということをご指導いたしまして届出は受理いたしました。続いて4番、登記地目、現況地目ともに田、面積は1,426㎡。相続による権利の取得です。9月10日届出、同日受理でございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 4ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図の1ページです。登記地目畑、現況地目雑種地、面積は330㎡。転用目的は一般個人住宅。居宅木造2階建1棟140.77㎡、駐車場30㎡、庭159.23㎡。転用理由ですが、借受転用者の結婚により住宅が必要となったためです。これは平成8年8月9日

付けで事務所、倉庫 33.12 m²及び資材置場として転用許可しておりましたが、計画どおり事業を遂行できない理由として、景気悪化により事業縮小したために計画どおりの事業ができませんでしたが、このほど子供に家を建てるための用地とすることに変更届けが提出されました。次に番号2番、地図は2ページです。登記地目畑、現況地目は雑種地です。面積は 1,171 m²。転用目的は露天資材置場、資材置場 1,171 m²。すべての面積を資材置場としています。転用理由は、建築用資材置場等としての一時転用を令和3年10月31日まで延長したいということです。これは平成31年4月15日付けで資材置場 1,171 m²として令和2年10月までの一時転用を許可しております。計画どおり事業を遂行できない理由は、予定していた資材納期が大幅に延長されたためでございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 農地転用事業計画の変更申請について9月21日午前9時40分、現地確認調査をしました。貸付人と借受人から聞き取り調査しました。転用理由は、借受転用者の結婚により住宅が必要になったため。計画どおり事業を遂行できない理由は景気悪化により事業縮小したためです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号2番について2番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2番（鈴木力男君） 7番の藤原委員の担当でございますが、欠席ということで代読をいたします。議案第1号農地転用事業計画の変更申請番号2の調査報告でございます。9月20日に訪問して現地の確認と貸付人から聞き取りをいたしました。9月23日午後には借受人より電話で聞き取りをいたしました。申請地は、砂利、砂置場として利用され、置かれた資材には大きなシートがかけられておりました。借受人は、資材を供給している業者の工事が遅れ納入を大幅に延長しなければならず、資材をこのまま同じ場所で保管したく、期間の延長申請をしたとのことでした。貸付人も同意されておりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(鈴木康司君) 5ページをご覧ください。議案第2号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は3ページです。登記地目畑、現況同じく畑です。面積はあわせて874㎡。権利の種別は売買です。譲渡人の申請事由は、経営規模縮小のため。譲受人の申請事由は、経営規模拡大のため。小型耕うん機1台を所有しています。次に2番、地図は4ページです。登記地目、現況地目ともに畑。面積9,782㎡のうち1,000㎡。使用貸借です。貸付人の申請事由は、経営規模縮小のため。借受人の申請事由は、新規就農のため。耕うん機1台と草刈機1台を所有しています。次に3番、地図は5ページです。登記地目、現況地目ともに畑、291㎡。売買。譲渡人の申請事由は、経営規模縮小のため。譲受人の申請事由は、新規就農のため。耕うん機1台と草刈機1台を所有しています。同じ方です。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木和雄君) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について9月21日午前8時半、現地確認しようとしてしました。ちょうど譲受人が現地で草取りしておりましたので聞き取り調査しました。場所は大船渡インター手前を左折、30m進んで右折。小通方面に向かって500mの左側です。譲渡人の経営規模縮小と譲受人の経営規模拡大のためです。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番と3番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野八重子です。議案第2号の2番の借受人と3番の譲受人が同じ人なので、まとめてご報告いたします。9月26日午前11時20分頃、2番の現地の確認をしました。山の斜面となっていて休耕畑です。

3番は既にネットで囲ってあり、西側半分はトウガラシやピーマンなどが作付けしてありました。残りはまだ草が茂っていました。同日の午後4時20分頃、3番の現地で譲受人に話を聞きました。2番は借受人の実家の家で、貸付人はお兄さんで県外で仕事をしているそうです。この場所は主に根菜類を作付けする予定だそうです。3番の譲渡人は譲受人の従姉妹の旦那さんになります。譲受人は仕事を退職したので、畑で野菜を作り、隣接するホテルに地産品を提供していきたいと話していました。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 6ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

1番については事業計画変更でみていただいたものの改めて第5条の申請を出していただいたものです。地図は1ページになります。先ほどと違うところは永年の使用貸借として第3種農地になります。あとは先ほど申し上げたとおりであります。続いて2番、地図

は6ページです。登記地目、現況地目ともに畑、249 m²。売買。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟109.72 m²、駐車場1台、隣接の原野(55 m²)とあわせて304 m²を計画地とします。転用理由は、現在、借家住まいにつき自己所有の居宅を新築したいということです。こちらも第1種低層住居専用地域に指定されておりますので第3種農地です。次に3番、地図は7ページです。登記地目、現況地目ともに畑。330 m²。売買です。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟58.75 m²、駐車場2台、ただし、この土地のうち40 m²が法面になっています。転用理由は、現在、借家住まいにつき自己所有の自宅を新築したいということです。こちらは第2種農地になります。次に7ページをお開きください。4番、地図は5ページです。登記地目が畑、現況地目は雑種地、面積438 m²。売買です。転用目的は露天駐車場、駐車場19台分。転用理由ですが、現在、隣の土地で事業を営んでいるが、駐車場が狭く不便なため当該地を取得して駐車場として利用したいということです。第2種農地ですが、追認案件となっております、震災後、平成25年頃から駐車場として常に利用しているということになっております。始末書も提出されております。次に5番、地図は8ページです。1筆は登記地目田、現況雑種地、1筆はいずれも田です。面積はあわせて1,396 m²。使用貸借です。転用目的は残土置場、敷鉄板、出入口のところに4.5 m²ほど敷鉄板をして残土置場とします。転用理由は、下水道工事の残土置場に利用したいということです。許可の日から令和3年5月31日までの一時転用です。農振農用地になっておりますが、一時転用となっております。立地基準については1番と2番は用途地域を定めた第3種農地のため許可基準を満たしております。3番、4番は第2種農地であり、代替性がないため基準を満たしています。5番は農振農用地ですが、一時転用のため基準を満たしております。一般基準については融資証明及び残高証明により資金の確保を確認し、事業の実施は確実であり、周辺農地に影響はないため、いずれも基準を満たしております。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第3号1番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木和雄君) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、先ほど農地転用事業計画変更で説明したとおりです。申請地は住宅地で問題ないと思います。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番と3番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号2番について報告します。20日に現地調査を実施しました。周辺は住宅と農地が混在したところとなっています。申請地の現況は休耕畑となっていました。譲受人は現在借家住まいのであるため、申請地に居宅を新築したいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。

続いて申請番号3番について報告します。20日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の現況は休耕畑となっていました。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地に自宅を新築したいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号4番と5番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野です。議案第3号4番について調査報告をいたします。地図は5ページです。現地は3条の3の南側に位置します。既に砂利が敷かれ駐車場になっていました。9月26日午前10時頃、宿泊施設を訪問し、譲受人にお話を聞きました。譲受人は議案第1号2番の借受人、3番の譲受人の奥

さんです。3.11 の東日本大震災で被災し、現地に施設を建設し今に至っている。駐車場がないということと、従業員の駐車場に利用したいということでした。以上です。

次に5番の調査報告をいたします。地図は8ページです。現地は休耕畑で草が生い茂っていました。9月23日午後3時半頃、借受人と現地を確認しながら話を聞きました。他地域の下水道工事で出た残土をこの場所にもってくるということでした。工事は来年の3月一杯で終わる予定ですが、余裕をもって元に戻すから、5月31日までの申請にしたということです。現地の西側、東側は宅地で、北側は休耕畑なので問題ないと見てきました。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案3号4番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については、追認案件のため岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申を得てからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 8ページをご覧ください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

1番、地図は9ページです。登記地目は畑、現況地目は宅地になっています。面積が1筆は386㎡、もう1筆は136㎡です。非農地の事由ですが、昭和63年当時に隣地に親戚の共有建物が新築され、同時に申請地の1筆に物置が設置されました。以来、住宅敷地及び駐車場として一体利用され現在に至っています。また昭和54年に隣地と申請地のもう1筆

に跨って親戚が居宅を新築し、隣地とともに住宅敷地として一体利用され現在に至っております。長年宅地として利用されてきており登記簿地目も農地でないと考えておりましたが、今回、証明願が提出されました。始末書もあわせて提出されております。次に2番、地図は10ページです。登記地目はいずれも畑、現況地目はいずれも宅地です。面積はあわせて637㎡です。所有者はこの場所に住んでおります。非農地の事由ですが、昭和42年に願出人の亡父が自宅を新築して以来、申請地の1筆は自宅に通ずる通路として利用され、昭和55年に自宅を増築して以来、1筆は隣地と一体化した住宅敷地として利用されておられ現在に至る。また昭和57年に自宅の隣地の1筆に作業小屋に建築して以来、宅地として利用され現在に至っております。願出人の父は平成7年に亡くなり、長年、通路・宅地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていましたが、最近、農地であることを知り証明願を提出しております。始末書もあわせて提出されております。次に9ページをお開きください。3番、地図は11ページです。登記地目田、現況地目宅地です。面積1,955㎡。非農地の事由ですが、東日本大震災に対応するために宿舎4棟を建築する用地として岩手県の求めに応じて土地を貸したものです。農地の転用の制限の例外に該当します。農地法施行規則第53条15号です。今後、農地として耕作する見込みがないため、こちらも農地法の適用外であることの証明願が提出されました。次に4番、地図は5ページです。地目は登記地目は畑、現況地目が宅地になっております。面積は480㎡。願出人小野寺宏、一関市。非農地の事由ですが、昭和32年当時、隣接する19番に亡前所有者が自宅を建築して以来、1筆は自宅に通ずる通路として、1筆は庭として利用され現在に至っております。長年通路・宅地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていましたが、願出人は、この以前の所有者の孫に当たり、相続登記をしたことにより農地であることがわかり、始末書とともに適用外の証明願が提出されております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番について報告をします。調査は9月19日に現地の確認と聞き取りを行いました。なお聞き取りは所有者が施設に入所されているとのことから、所有者の娘さんと関係者Aさんに対応していただきました。初めに関係者について説明をしますが、所有者の亡くなったご主人と関係者Bさんと関係者Cさんは兄弟で、関係者Bさんは関係者Aさんの母親になります。申請に至った経緯と現地の状況ですが、資料では昭和63年とありますが、関係者Aさんの話では平成元年頃に隣地に住宅を新築し、その住宅の南北と東側をほぼ囲むようになっている隣接した申請地の1筆には物置を設置するとともに、一部を庭及び駐車場として使用したとのことです。この度申請したその1筆は北側と東側は住宅の敷地より少し高くなっており、

雑草が繁茂していましたが、南側を含め現在も当時のままとのこと。また、このことに先立って、昭和 54 年頃には関係者 C さんが申請地の 1 筆と隣接した土地に跨って住宅を新築した他、その 1 筆の一部は住宅への通路や駐車場として使用していたとのこと、現在も当時のままとのこと。先ほども報告したとおり、所有者は高齢で施設に入所していることもあり、この度、娘さんが関係者 A さんと関係者 C さんにそれぞれの申請地について今後のことを相談していたところ、当該地は農地であることを確認しました。関係者によると、これまで長年宅地として利用してきたこともあり、登記地目も宅地と思いましたが、農地のままであったことについては、当時、手続きを業者に依頼していたことから、手続き漏れが原因ではないかとのことでした。いずれにしても手続きの不備によるものであることから、今般、農地法の適用外証明願を申請するとともに、適切な手続きを行いたいとのことでした。このような経緯ですが、それぞれの申請地は農地以外の目的で利用されてから 30 年以上が経過しており、今後も農地として回復することは著しく困難であると思われます。なお申し添えておきますが、娘さんは本件について所有者の意向を確認して対応しているとのこと。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 4 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号 1 番について本委員会において願いのとおりに決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号 1 番について本委員会において願いのとおりに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 4 号 2 番と 3 番について 6 番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6 番（細谷知成君） 6 番細谷です。議案第 4 号 2 番と 3 番につきまして報告いたします。初めに 2 番につきまして現地調査及び聞き取り調査を 9 月 27 日に行いました。現況は住宅敷地及び通路となっております。周辺の状況ですけれども、申請地 2 筆の北側は山林、1 筆の東側は宅地、南側と西側は所有者が所有している野菜畑及び茶畑となっております。申請に至った経緯ですけれども、申請者は父親が自宅を新築した昭和 42 年の時に当該敷地を宅地に地目変更したものと認識しておりましたが、住宅敷地の一部にこれから将来的に娘さんの住宅を建設する方向で考えており、その計画のため土地を調べたところ、一部が農地のままになっていることが判明したということでもあります。周囲への影響ですけれども、隣接している農地は申請者の所有地で、50 年以上宅地及び通路として利用されていることから、影響はないものと考えられます。2 番につきましては以上でございます。

続きまして議案第 4 号の 3 番につきまして報告いたします。9 月 27 日に現地調査及び聞

き取り調査を行いました。現況は仮設住宅敷地となっております。周辺の状況ですけれども、申請地は市道及び水路に囲まれており、東、西、南側は市道及び水路を挟んで宅地となっております。北側は水路を挟んで休耕の農地となっております。申請に至った経緯ですけれども、申請地は20年以上前に耕作をやめており、大震災の時から仮設住宅敷地として貸しております。仮設住宅敷地として貸す契約は来年8月で終了しますが、それ以降、申請者が耕作する意思がないことから申請に至ったということでもあります。周囲への影響ですけれども、申請地の北側に農地はあるものの耕作しておらず、それ以外の周囲も市道及び宅地に囲まれているため、周囲への影響はないものと考えられます。報告については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号4番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野です。議案第4号の4番について調査報告いたします。地図は5番ページです。9月24日午前9時半過ぎに申請者に電話をかけて話を聞きました。申請地を譲る手続きをしたところ、当該地が農地であることがわかったため申請に至ったということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第5号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは10ページをご覧ください。地図は12ページです。議案第5号農地法に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定をしていただきます。

11ページをご覧ください。非農地リストは5筆1万400㎡です。このリストのとおりです。地図は12ページですし、13ページに写真がございますので、ご覧いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。それでは三陸町吉浜地域について三陸町地区吉浜地域菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員（菊池久寿君） 推進委員の菊地です。議案第5号農地に該当するか否かの判断について報告いたします。土地の北側は県道に接し南側は海岸に接しており、周囲に耕作地はありません。9月27日、所有者からお話を伺ってまいりました。ごく一部で家庭菜園程度の野菜を作っておりますが、その他の場所は40年ほど前から耕作しておらず、草刈りなどの保全管理を行なっておりました。ただ、ここ5年ほど前から体力の低下もあり管理もできず、後継者も耕作の意志はないとのことでした。以前、田として使用したところも面積が小さく、また傾斜が急で石垣も高く一部崩壊もあり、農地として復旧するには多額の費用がかかるのではないかと思います。昨年農地パトロールでは荒廃地化の判定をしております。農地中間管理事業の検討をしてみたのですが、借り手はみつからなかったということです。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第36回総会を閉会いたします。引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

午後2時54分閉会